

ICカード乗車券取扱規則に関する特約 新旧対照表

現行	改正
<p style="text-align: center;"><b>ICカード乗車券取扱規則に関する特約</b></p> <p style="text-align: right;">制 定 令和 2年 3月18日 改 定 令和 2年10月 6日</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第2条</b> この特約は、千葉都市モノレール株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成21年3月14日制定規程（営）第20号。以下、「IC規則」という。）に対する特約とし、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。</p> <p>2 モバイルIC乗車券の使用について、この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイルPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）の定めるところによる。ただし、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。</p> <p>3 旅客がモバイルIC乗車券により当社線を利用する場合は、IC規則に定めるICカード乗車券として取扱う。</p> <p>4 モバイルIC乗車券については、IC規則第4条、第10条第1項第1号、第11条から第13条、第14条第1項ただし書き、第18条、ならびに第19条第2項から第27条の規定は適用しない。</p> <p>5 前各項にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、IC企画乗車券に関する規定は適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(契約の成立)</p> <p><b>第5条</b> モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会員規約により会員となった旅客がモバイルIC乗車券に旅客営業規則に定める定期乗車券を購入する場合、旅客が自ら当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイルIC乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。</p> <p>3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加されたPASMOカード内の情報を、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。</p> <p>4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(モバイルIC乗車券の発行)</p> <p><b>第9条</b> モバイルIC乗車券はPASMO取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(モバイルPASMOの発行替え)</p> <p><b>第11条</b> PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名PASMO</p> <p>(2) ICバス事業者の持参人式定期券が付加された無記名PASMO</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</p> <p>(4) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券</p> <p>(5) 小児用PASMOおよび一体型PASMO</p>	<p style="text-align: center;"><b>ICカード取扱規則に関する特約</b></p> <p style="text-align: right;">制 定 令和 2年 3月18日 最終改正 令和 3年 3月13日</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第2条</b> この特約は、千葉都市モノレール株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成21年3月14日制定規程（営）第20号。以下、「IC規則」という。）に対する特約とし、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。</p> <p>2 モバイルIC乗車券の使用について、この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、<u>同モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約</u>（以下、「会員規約」という。）の定めるところによる。ただし、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。</p> <p>3 旅客がモバイルIC乗車券により当社線を利用する場合は、IC規則に定めるICカード乗車券として取扱う。</p> <p>4 モバイルIC乗車券については、IC規則第4条、第10条第1項第1号、第11条から第13条、第14条第1項ただし書き、第18条、ならびに第19条第2項から第27条の規定は適用しない。</p> <p>5 前各項にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、IC企画乗車券に関する規定は適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(契約の成立)</p> <p><b>第5条</b> モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。</p> <p>2 <u>前項</u>にかかわらず、会員規約により会員となった旅客がモバイルIC乗車券に旅客営業規則に定める定期乗車券を購入する場合、旅客が自ら当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイルIC乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。</p> <p>3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加されたPASMOカード内の情報を、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。</p> <p>4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(<u>モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの発行</u>)</p> <p><b>第9条</b> <u>モバイルPASMO及びApple PayのPASMO</u>はPASMO取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(モバイルPASMOの発行替え)</p> <p><b>第11条</b> PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名PASMO</p> <p>(2) ICバス事業者の持参人式定期券が付加された無記名PASMO</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</p> <p>(4) <u>18歳となる年度の3月31日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる</u>大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券</p> <p>(5) 小児用PASMOおよび一体型PASMO</p>

- (6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているP A S M O
  - (7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないP A S M O
  - (8) その他、当社が特に認めたもの。
- 3 モバイルP A S M OからP A S M Oカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルI C乗車券相互間で、定期乗車券、S F等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(Apple Pay のP A S M O の発行替え)

**第11条の2** P A S M OカードからApple Pay のP A S M O への発行替えを行うときは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のP A S M Oカードの取扱いは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) I Cバス事業者の持参人I C定期乗車券が付加された無記名P A S M O
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるI C事業者以外で付加したI C定期乗車券
- (3) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたI C定期乗車券

- (4) 小児用P A S M Oおよび一体型P A S M O
- (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているP A S M O
- (6) 有効なバスI C一日乗車券の機能が付加されているP A S M O
- (7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないP A S M O
- (8) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple Pay のP A S M O からP A S M Oカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルI C乗車券相互間で、定期乗車券、S F等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(以下略)

- (6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているP A S M O

(7) その他、当社が特に認めたもの。

3 モバイルP A S M OからP A S M Oカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルI C乗車券相互間で、定期乗車券、S F等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(Apple Pay のP A S M O の発行替え)

**第11条の2** P A S M OカードからApple Pay のP A S M O への発行替えを行うときは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のP A S M Oカードの取扱いは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) I Cバス事業者の持参人I C定期乗車券が付加された無記名P A S M O
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるI C事業者以外で付加したI C定期乗車券
- (3) 18歳となる年度の3月31日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたI C定期乗車券

- (4) 小児用P A S M Oおよび一体型P A S M O
- (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているP A S M O
- (6) 有効なバスI C一日乗車券の機能が付加されているP A S M O
- (7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないP A S M O
- (8) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple Pay のP A S M O からP A S M Oカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルI C乗車券相互間で、定期乗車券、S F等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(以下略)